

2015年9月28日

在留邦人の皆様へ

大使館からのお知らせ
(平成28年度前期用教科書無償配布要望調査)

教科書の無償配布要望につきまして、以下の要領にて配布させていただきますので、ご案内致します。

1. 教科書無償配布対象となる方

(1) 当館管轄地域に在住で日本国籍を保持し、長期滞在する義務教育学齢期の子女。

(2) 重国籍者であっても、日本国籍を保持する方であれば対象となります。

(3) 永住の目的で滞在する方であっても、将来、本邦の中学校や高等学校等に進学、又は就労する意志をもつ場合には対象となります。

(4) 教科書無償配布対象とならない方

ア. 外国籍のみを保持する方

イ. 永住の目的で滞在する方（将来、本邦の中学校や高等学校等に進学、又は就労する意志をもつ場合を除く。）

2. 申請方法

(1) 平成28年度前期教科書をご希望の方は、①児童・生徒の氏名、②生年月日、③希望教科書学年、④連絡先（電話番号等）、⑤保護者の氏名を明記の上、当館領事班宛て電子メールにてご連絡下さい（10月12日必着）。

(2) 本邦より教科書が届き次第、当館よりご連絡致します。

(3) 両眼の視覚障害による弱視児童生徒のみを配布対象とした「拡大教科書」

（弱視児童生徒の為に、検定済み教科書の文字や図形を拡大等して複製し、図書として発行されているもの）を希望の方は、その旨当館にご連絡下さい。なお、「拡大教科書」は、一般の教科書との併用となり、同一人が一度に双方教科書の給与を受ける事はできませんのでご留意下さい。

3. 注意事項

(1) 今回の申請は、平成28年度前期教科書配布分のみであり、今後において、毎年自動更新されるものではありませんので、ご留意下さい。

(2) 小学校分は前期・後期の年2回配布、中学校分は年1回前期のみの配布となります。

(3) 締め切り日（10月12日）に間に合わなかった場合には、本邦からの送付等経費を自己負担することにより配布可能ですので、当館領事班にご相談下さい。

(4) 配布は当該学年の1セットのみであり、他学年分等の入手をご希望する場合、又は、対象者以外の方がご希望する場合には、最寄りのOCSを通じて各自でご購入下さい。

（ホームページ：<http://www.ocs.co.jp/>）

在ナイジェリア日本国大使館

領事班

電話：（234-9）461-2713～14（代）

電子メール：visanigeria@la.mofa.go.jp